

1. 目的

甲南大学障がい学生支援ガイドラインは、「甲南大学障がい学生支援方針」に基づき、本学のすべての教職員が適切に対応するために必要な基準及び手続を定めることを目的とする。なお、本ガイドラインに定める内容は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）を参照している。

2. 支援体制

学生支援機構協議会（以下、「協議会」とする。）は、障がいのある学生の支援に必要な方策、体制、設備等を検証、審議し、障がいのある学生の支援に係る全学的な取り組みを推進する。

また障がいのある学生の所属学部等は関係部署及びYOUステーション等と連携し、教授会または研究科委員会で支援内容を決定する。

3. 支援対象者

支援の対象は、本学に在籍する学生（科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講生、高大連携聴講生、外国人留学生等を含む。）及び入学志願者のうち、以下の条件を満たし、修学支援申請書を提出した者（以下、「支援申請者」という。）とする。

- (a) 心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、障害者手帳や医師の診断書・学生相談室の意見書等根拠資料のある者。
- (b) (a)以外でも、協議会で支援が必要であると認定する者。

4. 手続き

支援を希望する者は所定の修学支援申請書と根拠資料を提出しなければならない。その申請内容に基づき、所属学部、関係部署、教職員等と連携して合理的配慮の内容について検討し、支援申請者と合意形成を図ったうえで、支援内容を決定する。

5. 不当な差別的取扱いの禁止

- (1) 本学では、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをしない。また障がいのある学生の権利利益を侵害しない。
- (2) 不当な差別的取扱いとは、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般についての機会の提供の拒否、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること等、障がいのない学生に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある学生の権利利益を侵害することをいう。なお、障がいのある学生の実事上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

6. 合理的配慮の考え方

(1) 合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（平成26年1月30日障害者の権利に関する条約第2条）と定義されている。

なお、本学においては、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」をもとに配慮内容を検討し、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある学生の権利利益を侵害することがないように、当該学生のニーズに応じて、合理的配慮の提供に努めなければならない。

ただし、高等教育を提供することに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要であり、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような変更や調整を行うことを求めるものではない。

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該学生が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、(2)で示す過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

(2) 前項にある過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断する。また、過重な負担に当たると判断された場合には、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (a) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (b) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (c) 費用・負担の程度
- (d) 本学の規模、財政・財務状況

7. 支援範囲

本学における「合理的配慮」としての支援の範囲は、入学試験に関する事項、入学から卒業までの修学及び進路・就職等に関する次の事項とする。

- (a) 入学試験に関する配慮
- (b) 授業に関する配慮
- (c) 学内試験に関する配慮
- (d) キャリア支援
- (e) その他必要と思われる支援

8. 相談窓口

障がいのある学生からの支援に関する相談については、当該学生を支援する YOU ステーション及び所属学部等が対応する。

9. 不服申し立て

本学が行う合理的配慮の提供内容及び不当な差別的取扱いその他障がいを理由とする差別に関して、当該学生から疑義や不服の申し立てがある場合は、学生支援機構長に申告することができる。申し立て後の手続きについては、別に定める。

10. 障害を理由とする差別の解消に関する推進体制

本学における障がい者を理由とする差別の解消の推進（以下「障がい者差別解消の推進」という）に関する体制は以下の通りである。

(1) 最高統括責任者

障がい者差別解消の推進について、本学を統括し、最終責任を負う者として最高統括責任者を置き、学長をもって充てる。

(2) 統括責任者

障がい者差別解消の推進について最高統括責任者を補佐する者として統括責任者を置き、学生支援機構長をもって充てる。

(3) 管理責任者

障がい者差別解消の推進について、修学支援の専門部署である YOU ステーションを統括する管理責任者を置き、YOU ステーション所長をもって充てる。

(4) 担当責任者

障がい者差別解消の推進について、各部局に担当責任者を置き、所属長及び管理職をもって充てる。

11. 改廃

本ガイドラインの改廃は、協議会の審議を経て、協議会で決定する。

以上